

漁業就業希望者に対する支援制度

漁業をやりたい

自分の漁船を所有して操業したい

独立型研修

【支援内容】

独立操業を目指すための漁業者によるマンツーマン指導による研修の実施を支援します。

【研修期間】 最長3年

【研修生の要件】 漁業未経験者

【支援内容】

研修生を受入れする漁業協同組合に次の経費を上限に補助をします。

- 研修手当 156,900円/月
※令和3年6月時点の額
- 研修用具費 500,000円/3年最大
- 技術習得費 210,000円
- 住居・通勤手当 33,000円/月
など

漁業経営開始円滑化事業

独立操業を開始するために必要となる漁船・機器・漁具を漁協が整備し、新規就業漁業者にリースする場合、漁船等整備費に補助します。

【支援内容】

リース漁船等の整備費用（最大3,000万円（漁船、漁具）のうち、県が1/2、市町村が1/6を補助します。
*漁船等使用者は、補助の残額をリース料として漁協に支払います。

※リース料の支払期間は5年～15年の範囲で設定されます。

漁業者として独立就業

漁船乗組員等として働きたい

雇用型研修

【支援内容】

漁業経営体等に漁船員等として雇用し、漁労作業等のOJT研修の実施を支援します。

【研修期間】 最長1年

【研修生の要件】 漁業未経験者

【支援内容】

研修生を受入れする漁業経営体等に次の経費を上限に補助をします。

- 研修手当 沖合191,000円/月
沿岸156,900円/月
※令和3年6月時点の額
- 研修用具費 30,000円
- 住居・通勤手当 33,000円/月
など



乗組員等として継続就業